

令和7年度

上夜須・十ノ木地区 農業集落排水事業  
中継ポンプ施設機能強化対策工事

特記仕様書

## 第1章 総則

本仕様書は、高知県香南市（以下「発注者」という）が発注する上夜須・十ノ木地区の中継ポンプ施設の機能強化対策工事に適用する。

## 第2章 工事の内容

### 1. 目的

この工事は、農業集落排水事業の一環として、香南市上夜須・十ノ木地区の中継ポンプ施設の機能強化を行うものである。

### 2. 工事場所

高知県香南市夜須町上夜須・十ノ木 地内

### 3. 污水处理施設の計画概要

#### 【上夜須・十ノ木地区】

- |                 |                                                                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 処 理 対 象 汚 水 | 生活排水（し尿および生活雑排水）                                                                                 |
| (2) 計画処理対象人口    | 1,000 人                                                                                          |
| (3) 計 画 汚 水 量   | 日平均 270m <sup>3</sup> /日                                                                         |
| (4) 計 画 水 質     | BOD 流入水質 200mg/ℓ，放流水質 20mg/ℓ以下<br>SS 流入水質 200mg/ℓ，放流水質 50mg/ℓ以下<br>T-N 流入水質 43mg/ℓ，放流水質 15mg/ℓ以下 |
| (5) 処 理 方 式     | 回分式活性汚泥方式(JARUS- 96 型)                                                                           |

### 4. 工事範囲

#### 【上夜須・十ノ木地区】

中継ポンプ施設

（電気設備）

- |                                                     |      |
|-----------------------------------------------------|------|
| E-1 十ノ木2、3、5、6号中継ポンプ施設制御盤<br>(非常用通報装置(有線)含む) 0.75kW | N=4面 |
| E-2 十ノ木7号中継ポンプ施設制御盤<br>(非常用通報装置(有線)含む) 2.2kW        | N=1面 |

### 第3章 処理性能の確保

#### 1. 処理性能の確保

- (1) 請負者は、設計図書に明示されていない処理施設の細部構造の設計、機械設備類の選択並びに配置等については、監督員の承諾を得て実施するものとする。

この場合、請負者は処理施設の計画概要および設計図書を熟知し、所定の処理性能が確保されるよう努めなければならない。

- (2) 請負者は、設計図書に示されている処理施設の構造、機械設備等について、疑義又は改善意見がある場合には、監督員と協議し処理しなければならない。

#### 2. 施設改造における責務

第2章第3項の処理水質を確保できない等のため、処理施設の改造、機械設備部材の交換等が必要となった場合には、発注者の責によるものを除き、請負者の負担において実施するものとする。

### 第4章 準拠規格

請負人は施工に際して材料・工法等を選定する場合、次の法令仕様及び規格等の最新版に準拠しなければならない。

- (1) 農業集落排水施設設計指針（農業集落排水諸基準等作成全国検討委員会）
- (2) 農業集落排水施設施工指針 污水处理施設編（案）
- (3) 農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）
- (4) 高知県建設技術者必携、建設工事技術管理要領
- (5) 高知県建設工事共通仕様書
- (6) 機械設備工事共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修・公共建築協会）
- (7) 電気設備工事共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修・公共建築協会）
- (8) 浄化槽法他、関係法規・規格 等

## 第5章 その他

### 1. 性能試験及び保証事項

本施設の処理能力及び性能は、全て請負者の責任施工により、基準以上としなければならない。

また、請負者は設計図書に明示されていない事項であっても、工事の性質上当然必要なものは発注者の指示に従い、請負者の責任負担で施工しなければならない。

### 2. 有価物（スクラップ）の取り扱いについて

現地精査重量により、設計変更の対象とする。

### 3. 機器入替の注意事項

- (1) 各施設は供用中であるため、汚水処理への影響を最小限とするように施工を行うこと。
- (2) 施工中に指定部品以外の不具合を発見した場合は、速やかに監督職員と協議し、対応方法を決定すること。
- (3) 各機器のケーブル延長は完成図書や標準仕様から算出しているが、工事着手前には十分に現地確認を行い、既設の電線管からケーブルを引き抜くことができるか等を確認し、使用承諾書を提出すること。

## 電気設備工事

### (1) 一般事項

本工事は、契約規則、同施行細則、その他関係法規、一般仕様書、特記仕様書および設計書並びに監督員の指示に従い完全なる施工を行うものとする。

### (2) 承認図の提出

承認図の提出書類は下記によるほか、必要に応じて監督員が指示する。

- (a) 維持管理に必要な操作説明書
- (b) 各種機器説明書
- (c) 各種機器試験成績表
- (d) 全設備完成図
- (e) 接地抵抗測定表
- (f) 各回路の絶縁抵抗試験成績表

### (3) 配線工事

本工事に使用する電線は、JIS規格に従い製作されたものを使用し、確実に接続すること。

### (4) 試運転調整

各施設の機器より疑似で警報信号を発信し、市役所及び管理業者側で警報の受信が完了するまでを行う。その他、各機能について正しく動作するかを確認すること。

尚、各施設は運用中の為、運転に影響の出ないように配慮すること。